

# 福岡大学法科大学院

## 法律専門試験

憲 法  
刑 法  
行政法

問題冊子（1～4ページ）

### 注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。



## 第1問（憲法）

X県青少年保護育成条例（以下、「本件条例」という。）は、「知事は、図書の内容が著しく性的感情を刺激し又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書を有害図書と指定する」とし、指定された有害図書については、その販売・貸付業者に対して青少年（18歳未満の者）に販売・貸付することを禁止し、また自動販売機業者に対して自動販売機に収納することを禁止している。

Y会社は自動販売機業者であるが、同会社が管理する自動販売機にX県知事が指定した有害図書に該当する雑誌等を収納したとして起訴された。Yは、本件条例の違憲性を主張しているが、検察官として、本件条例の合憲性を反論のポイントを指摘しつつ主張しなさい。なお、本件条例の文言の明確性の問題に言及する必要はない。

## 第2問（刑法）

故意又は過失により母体を通して胎児に侵害を加え、当該胎児が出生により人となった段階で傷害・死亡の結果が発生した場合における、殺人罪、傷害罪、傷害致死罪、過失致死傷罪の成否について、説明しなさい。

### 第3問（行政法）

〔問題〕以下の「甲弁護士とXの会話」と参考条文を踏まえて、次の問題に答えなさい。

X（男性）が懲戒免職処分の取消訴訟を提起した場合、Xから依頼を受けた甲弁護士としては違法事由としてどのような主張をすることが適切であるか検討しなさい。また、その主張の当否についても検討しなさい。

#### <甲弁護士とXの会話>

場所：甲弁護士事務所

甲 「電話のお話しでは、あなたは懲戒免職処分をうけたそうですが…」

X 「はい、そのとおりです。私は、Y市消防署員として、平成18年4月1日から勤務していましたが、今年の4月10日、許可を受けずに副業として結婚相談業（『出会い系事業』を含む）を営んだとして懲戒免職処分を受けました。」

甲 「この間の経緯をお話いただけますか。」

X 「昨年2月頃、知り合いのAから、結婚相談所を開設するから200万円出資をしないかという誘いがありました。Aは商才があるし、結婚相談所なら儲かるかも知れないと考えて、私は200万円出資することにしたのですが、今から考えればちょっと軽率でした。」

甲 「あなたは、200万円出資をただけなのですか。」

X 「結婚相談所は株式会社形態をとっているのですが、実質的経営はAが取り仕切っておりました。ただ私も出資者ということで、一応取締役の名は連ねていました。」

甲 「実際にそちらの仕事はしていたのですか。」

X 「非番の日に事務所に顔を出すことはありましたが、その程度で、経営に関わるようなことはしていませんでした。」

甲 「あなたは公務員ですから、原則として副業は認められないのですが、このことはご存じでしたか。」

X 「はい知っていました。しかし、これは周知の事実ですが、Y市消防職員には非番の日にアルバイトや副業に従事しているものが相当数おります。それにもかかわらず、これまで副業等を理由に懲戒処分を受けたという話は聞いたことがなかったので、まさか自分が懲戒処分を受けるとは思わなかったのです。」

甲 「なるほど。ところで、あなたは『出会い系』事業を止めさせようとはしなかったのですか。」

X 「何度も止めるように言いましたが、Aは、結構儲かっているものですから、止めようとしませんでした。そこで私は、こうなったら投資を引き上げるしかない」と

思って A と交渉を始めた矢先に今回の懲戒処分を受けました。」

甲 「わかりました。懲戒免職処分の取消訴訟を起こすことになるでしょうね。これから色々必要な資料を準備することになりますからよろしくご協力お願いします。」

<参考条文>

地方公務員法

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 省略

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(営利企業等の従事制限)

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 省略



